ラジオ東北 大館放送局開局

市民待望のラジオ東北大館放送局の建設工事は予定どおり竣工、去る六月十五日郵政大臣（代理）東北電波監理局長、知事をはじめ関係者多数が臨席、盛大な開局式を行いました。

工事費千五百万円余を投じたこの放送局の開局によって、かっての雑聴も解消し聴取者をよろこばせていることは勿論であるが、産業に、文化に県北の中心都市として発展している大館市にとって、この放送局の開局をみたことは限りないよろこびである。

そして、六十七米のアンテナから発せられる電波が郷土秋田の将来に果す役割もまたはかり知れないものがある。（写真はラジオ東北大館放送局と開局式風景）

火花 "危い" 子供だけの遊び

季節の風物詩"花火"のシーズンをむかえました。

花火は子供達にとって、たまらない魅力です。時々小さい手がそっとのびて自所からマツチを失敬するということも多くなることでしょう。

この頃の花火はその型や製法がこっているだけに取扱いによっては非常に危険なものもでています。

一度火をつけた花火を消そうとして踏みつけたところ爆発して足に一ケ月以上の負傷をしたり、筒形の花火の筒口を上にして火をつけたため顔一面火傷し、失明したり、何気なく他人に向けて火をつけたために怪我させたり。さらには鉛筆のサックでロケットをつくろうとしてマツチや紙玉の火薬をつめているうちに爆発、大怪我をしたり、この頃の花火による事故は大変多くまた大きくなっています。

花火はまた火事の原因となりますから子供の花火遊びには大人が付添って夏の夜の愉しい花火遊びの事故を防ぎましょう。

①必ず大人が付添うこと
②燃えやすい物のある場所ではやらない。打上げ花火は住宅地でやらない
③消火用の水を用意する
④筒型のものは火をつけたらのぞかない。また他人にむけて火をつけない。
⑤花火を分解したり、自分で加工しない
⑥花火屋やガソリンスタンドなど引火のおそれある場所は勿論、その附近でやらない。
⑦使ったマツチの始末に注意し、使い残りのマツチは必ず大人が受取る
⑧不発の花火は水につけて始末する
⑨家の中でも花火の置場に注意する
⑩花火遊びをした後は必ず清掃し、水をまいておく

遺失物の取扱かわる

遺失物の取扱いが変りました。従来遺失物の取扱いは明治三十三年に制定された「遺失物法」に基づくものであったが種々不都合があったので六十年ぶりに合理的な改正が行われ、本年七月一日から施行されることになったもの。

改正の要点は

①物品を拾得して届出の後、公告期間二週間と、さらに一年間を経過しても持主がわからない場合は拾った人のものになる従来の規定が改正法では「公告後、六ケ月」になったこと。

これは今までの統計では拾得後一ケ月以内に持ち主の判明したものが九一%、三ケ月以内では九九%、六ケ月目は殆んど一〇〇%となり、それ以上過ぎても持主のわからないものは見込がないという過去の実績によって、その期間を半分に短縮したもの。

②船、汽車、バスやデパートなどで他人のものを拾得しても、従前は拾った人に権利がなく、持ち主のわからない場合はその船や車、又は建築物の占有者のものに」或は「忘れた」といって届出た件数は九千九百件で現金が九百三十四万円、物品が一万六千八百点となっている。これに対して「拾った」という届出は件数で一万二千二百件、現金三百二十四万円、物品三万一千五百点のようになっている。これでみると現金では約半分しか拾得の届出がないが、物品では逆に遺失届の二倍にものぼっているわけで遺失しながら届出ない者の多いことが裏づけられています。

また、遺失の届出があって本人に返還されたものは、件数で三千件、現金二百五十五万円、物品五千点で拾得の届出に対し件数で四分の一、現金で二分の一、物品で六分の一しか返還されていないことになる。

時期的には七、八月が最も遺失物が多く、年々増加の傾向にあるので持ち物に住所氏名をつけ、財布のようなものには名刺を入れておくなど万一の場合に備えておきましょう

"損保号"入魂式

東京都日本損害保険協会からこの程市消防署へ自動車ポンプ一台が寄贈され、去る六月二十五日午後一時神明社において同協会西島専務理事、平野災害予防課長らをはじめ市長、消防団長（消防団長）関係者多数が出席、厳かな入魂式を行いました。式後、新しく名命された損保号新鋭車の性能被露が市役所前で行われました。

エンヂンの音も軽快に四本の管槍から勢いよく放出された水は二十七米の望楼高く吹上げられ、その高性能振を充分に発揮しました。これにより市消防に新しい威力が加えられ、消防の備えが更に充実されることになりました。

（写真は損保号新鋭車と揚水風景）

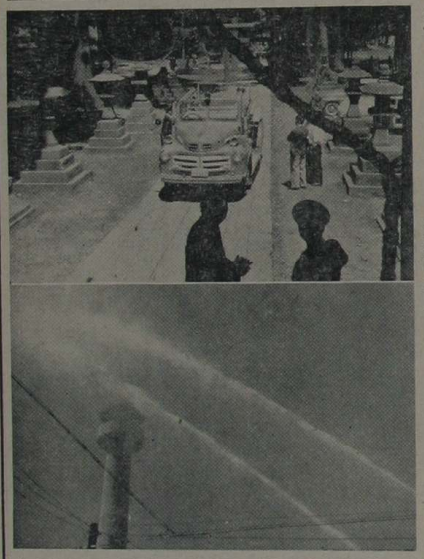

夏の家畜の管理

これからは炎暑の日がつづき、暑さのため食欲がなくなったり、病気になったりで、家畜の体力はいちだんと衰えてきます。そこで夏の家畜の管理について述べてみましょう。

▼畜舎の温度を高めない工夫

家畜は暑さに非常に弱く、日射病や炎熱病にかかりますから畜舎の温度が高くならないよう「よしず」のようなもので覆うか、風とおしがよくなるように工夫しましょう。

▼カやハエの発生と駆除

吸血虫（カ、ハエ、アブ）は家畜の伝染病を媒介するほか、すい眠を妨げるので家畜にとっては強敵です。この吸血虫はボーフラやウジ虫から成長するものですからDDTやBHCを撒布し、幼虫のうちに退治するとともに、水溜やふん尿溜にはフタをするほか排水などもよくし、発生源を取り除くよう工夫しましょう。

▼良質な飼料と水を充分に

腐敗した食物を与えることは下痢や蛔虫のわく原因となります。良質な岩草、濃厚飼料で少量であっても栄養のあるものを与えることが大切です。

また水分は充分与えましょう。

▼日陰て運動させる

家畜を畜舎にばかり入れておくと運動不足となり、かえって体力を弱めますから日陰で運動させましょう。日陰のないようなところでは適宜つくってやるよう工夫しましょう。

▼家畜の病気とその管理

○馬＝吸血昆虫が媒介する流行性脳炎、伝染性貧血症が多く発生するからワクチン注射をしておきましょう

○牛＝牛は日射病にいちばんかゝりやすいから注意し、水は不足のないよう与える。

また乳房炎にかゝりやすいので清潔を保ち、運動も欠かさないようにしましょう。

○山羊、めん羊＝湿地帯のめん羊には「かんてつ病」が多く発生するから排水のよい乾燥した畜舎に入れましょう。また蚊の媒介により「腰麻痺」が多くなりますからヒラジン剤の内服やアンチモン剤の注射をしましょう。

○豚＝流行性脳炎の予防注射をしておく、また腐敗した飼料から下痢や中毒をおこしやすいから良質の飼料を与えるよう注意が必要

○ニワトリ、兎＝夏はコクシジユームが多く発生します。特に湿気のある場所での育成中のヒナや仔兎にかゝりやすいので鶏舎や巣箱は乾燥することが大切で、もし発生した場合は巣箱は焼却してしまうかクレゾールで完全に殺菌しないと発生するから注意が必要です。鶏は特に食欲が減退するので良質の飼料を朝のうちに十分与えるようにしましょう。

メートル法に慣れよう

買物は今度からメートル法でとか何升とかいうように換算しておこない自分量、手分量を覚えましょう。

私達は、すぐに一メートルは何尺、一〇キロは何貫と換算の必要もなくなり、手数も省けることになりましょう。

来年一月一日からは法律で完全実施です商店では尺貫法やヤードポンド法で売りますと五万円以下の罰金に処されますから今から準備しメートル法に切りかえましょう。計量器を購入される際はメートル系のものを買いましょう。

買物時の換算表

品名	いままでの買物では	これからのメートル法では
酒、醤油など	1合 1升	2デシリットル 2リットル(1升1合)
砂糖など	1斤	600グラム
魚、肉など	100匁	400グラム（107匁）
バター、コーヒー、紅茶等	1ポンド	500グラム(1・1ポンド)
衣料品	3ヤール 鯨1尺	2.75メートル 40センチメートル
ホース、金網、コードなど	1尺 1間	30センチメートル 2メートル(6.6尺)

市勢 産業 1農業

地区別専業兼業別農家戸数　昭和32年8月1日現在

区分		総数	大館	釈迦内	長木	上川沿	下川沿	二井田	真中	十二所
総数		3805	428	718	445	345	415	465	350	639
専業		1289	131	158	92	131	144	238	212	183
兼業	第一種	1653	155	359	250	142	171	175	96	305
	第二種	863	142	201	103	72	100	52	42	151
	計	2516	297	560	353	214	271	227	138	456

兼業農家とは世帯員中誰れか一人でも農業以外の仕事に従事する者のいる農家をいい、農業と農業以外の他の仕事の家計上に占める割合によってさらに第一種兼業と第二種兼業に分けられる。即ち家計上農業による収入の占める割合が主である農家を第一種兼業農家といい、逆に兼業による収入が主である場合を第二種兼業農家という。

世帯と人口（住民登録5月1日現在）世帯数 10,586
人口 59,318
男 29,367　女 29,951

4月の人口動態と戸籍統計
出生 147　死亡 37　転入 306
転出 336　婚姻 98　離婚 12
養子縁組 11　同離縁 6

経営耕地面積広狭別専兼別農家戸数　32.8.1

広狭別	総数	専業	兼業農家 計	第一種	第二種
総数	3805	1289	2516	1653	863
3反未満	392	11	381	64	317
3~5	512	47	465	203	262
5~10	1003	210	793	559	234
10~15	839	371	468	424	44
15~20	644	364	280	274	6
20~30	391	266	125	125	—
30~50	22	19	3	3	—
50反以上	2	1	1	1	—

地区別自小作別農家戸数　31.8.1

地区	総数	自作	自小作	兼小作	自兼作	小作
総数	3815	2896	668	126	124	
大館	446	284	106	25	31	
釈迦内	720	507	131	36	46	
長木	451	327	105	9	10	
上川沿	347	278	56	6	7	
下川沿	408	327	57	17	7	
二井田	461	411	37	6	7	
真中	345	289	42	11	3	
十二所	636	473	134	16	13	

自小作別農家とは経営する耕地面積（田畑、樹園地）の所有関係によって分類される。即ち自作とは経営する耕地の9割以上が自作地（所有地）である農家をいい自作兼小作とは経営する耕地面積の5割以上9割未満自作地である農家。小作兼自作とは経営する耕地面積の5割以上9割未満が小作地（借入地）である農家。小作とは経営耕地の9割以上が小作地である農家をいう。